

「令和4年度水産分野におけるデータ利活用のための環境 整備に係る有識者協議会」（第1回）

議事要旨

〔 日時：令和4年8月30日（火）14:00～15:30 〕
〔 場所：WEB会議 〕

議事概要：

- 「設置要綱」（資料1-1）について事務局から説明があり、参加者から承認された。
- 主査として北海道大学 教授の宮下委員が選出された。
- 「今年度の検討の進め方について」（資料1-2）について事務局から説明が行われた。
- 概要版の作成方針および改訂版の検討方針について、意見交換が行われた。

議事詳細

- ・ 水産庁より開会の挨拶が行われた。

昨年度は、パブリックコメントの結果を踏まえて、水産分野におけるデータ利活用ガイドラインの作成・公開を行った。

今年度はガイドラインをより分かりやすくする作業を進めるほか、プラットフォームにおける情報共有も踏まえて整理していきたい。

水産庁ではデジタル水産業戦略拠点検討会も立ち上げられており、地域における水産業のデジタル化においても、プレイヤー間のデータのやり取りが発生することが見込まれる。本協議会にて得られた成果については上記の検討会とも連携しつつ、全体としてデジタル水産業戦略を推進していきたい。
- ・ 事務局より「設置要綱」（資料1-1）の説明が行われた。
- ・ 宮下主査より挨拶が行われた。

昨年度公開したガイドラインには実運用で使っていただくには難しい部分もあったため、概要版を作成して広く活用していただけるようにしたい。

漁業者全般に直接普及するのはハードルが高いが、技術普及員や漁協職員等、直接現場に関わっている方が読んで理解できるようなものを目標としたい。

新たな委員も加わって、現場に近い人たちにもご意見いただきつつ、こうした観点を念頭において議論を進めていただきたい。

- ・ 事務局より「今年度の検討の進め方について」（資料 1-2）の説明が行われた。
- ・ 概要版の作成方針について意見交換が行われた。

概要版の中に、今年度改訂を行った箇所も組み込むか。

- 基本的には現状版をもとに概要版を作成したいと考えている。（事務局）
- 本体の改訂版を読むようにという促す文言があればよい。

概要版の作成に際し特に大きな課題はないかと思うが、作成経緯に関する記載の中で、スマート水産業の定義として、「水産業の活性化」や「成長産業化」などのポジティブな単語が欠けているように感じる。こうした表現を組み込み、読み手にポジティブな印象を持っていただけるような表現にしてもらいたい。

データ提供者のメリットが見えづらいという感想を抱いた。提供者がデータを提供することでどのような効果を得られるのかを理解できるような形で、概要版の作成を行っていただきたい。

水産分野におけるデータ利活用ガイドライン小冊子（資料 1-4）のような分かりやすい資料は非常に重要であると感じた。概要版については、「はじめに」の前に目次を組み込んだ方が読みやすいのではないか。また、本編と同様にガイドラインの目的についても明記する方がよいと考える。

普及のための資料としては、スライド化して自動で流す動画等も必要に応じて作成するのがよい。

水産データ GL 概要版イメージ（資料 1-3）について、全体の方向性としては良いかと思うが、漁協職員を読者として想定すると、IT に精通している方は少ないため、より平易な表現が必要になる。現状のバージョンではまだ文字数が多いと感じる。

ガイドライン本編についてパブリックコメントを募集したと聞いたが、どのようなコメントを頂いているのかを知りたい。

- 法的な観点からのテクニカルな意見が多く、契約のひな型の文言を見た上でのコメントを多数いただいた。逆に、現場に近い観点からの意見はあまり見られなかった。（水産庁）

本編や概要版イメージを読んだが、「データ」の定義について理解しづらい。データと情報は異なるのか？こうした部分が読者に伝わるように記載いただきたい。

- 情報とデータの違いは、必ずしも厳密な定義がなされているとは限らない。例えば、個人情報保護法では個人情報と個人データは明確に区分され、法律の取り扱いも異なっており、データについては検索性という観点からの対応が付加されている。ただし、こうした分類を明確化しているような例は多くない。本ガイドラインに提供者の利益と利用者の利便性を中心とすることから、必ずしも情報とデータの定義を明確に分ける必要はないと考えている。（事務局）

契約等を結ぶべきタイミングについても、ガイドラインに盛り込んでいただきたい。

- 一般論として、データが法律で保護されないものであることを考慮すると、過去の取引等、信頼関係がない相手とのやり取りにおいては、あらかじめ秘密保持契約等を結んでおき、具体的にデータを利用するタイミングで適宜データ契約を行うなどの措置が考えられる。（事務局）

ガイドライン本編を見て、読むのが大変であるという感想を持っていた。まずガイドラインはどのようなものなのかというイメージを読者に掴んでいただいて、データ提供・利用に関するルールの必要性を直感的に理解いただけるように、ユースケースを踏まえて説明いただきたい。

概要版は現状ではガイドラインそのものの要約となっており、どのように活用するかということは読み取りづらい。昨年度、渡慶次委員から逆引きができる索引のようなものを作れないかというコメントがあったが、各シーンにおいて何を使えば良いのかがすぐに分かるような記載となっているとよいと感じた。

・改訂版の検討方針について意見交換が行われた。

ユースケースを意識して記載するのが重要であると考えている。分散型台帳等、新たな要素技術も出てきているため、こうしたことも踏まえて検討を進めていけたらよい。また、漁業者がデータを提供してプラットフォームを使うようなケースについても例示する必要があるのではないかと。

プラットフォームの各類型について、先行しているユースケースの紹介があれば分かりやすいと感じた。

プラットフォーム型のデータのやり取りについては非常に重要な観点であると考えている。契約のテンプレートや契約すべきタイミングが明らかになると分かりやすいのではないか。

主にデータの提供側となることの多い漁業者から見た場合に、プラットフォーム型かそうでないか、プラットフォーム型の中でもどの類型かによって考慮しなければならないポイントが変わるのか等を分かりやすく列記していただきたい。

一対一の契約について昨年度整理して、今年はプラットフォーム型について整理を行うとのことだが、データを出す側の目線では一対一での提供であることに変わりないのではないか。どのような違いが発生するのかについて気になっている。

- プラットフォームの利用者は、漁業者、ベンダ、地域の協議会など多岐にわたることが想定されるほか、どのようなプレイヤーが参加するかによっても観点が変わってくる。例えば、協議会の中でどのようにデータを共有していくかの議論や、外部への提供の際にどのようなルール決めにすべきかの議論等が個別で必要になってくる。個々のユースケースによって状況が異なる中で、どこまでを考慮してガイドラインに落とし込むかは非常に難しいと考えている。(水産庁)
- 当事者間契約では比較的提供者側からのデータのコントロールが効きやすいが、プラットフォームでは一度データを出してしまうとそこからどこにデータが流れるかについてはプラットフォームのコントロール下に置かれることが多く、提供者から見るとリスクの要因となり得るため、確認事項とすべき、ということになる。(事務局)

改訂内容の中で、プラットフォーム型の留意点が最も重要な項目であると考えている。記載内容の順番についても、今後協議させていただきたい。

水産庁からの指摘の通り、プラットフォーム型の場合はユーザが多岐にわたるため、ユーザとの関係において契約の中身や留意点が変わってくる。こうした観点を意識してガイドラインを作成いただきたい。

養殖については別途検討するとされていたが、プラットフォームのデータを利用

するという観点では、漁船漁業者以上に、養殖漁業者による直接的な活用が想定される。水産庁内で連携し、整合性を保って整理いただきたい。

プラットフォーム型ではデータのセキュリティの確保も課題になる。契約の条項で担保するのか、運用上でセキュリティ性を確保していくか等も検討が必要となる。免責規定をどうするか等も含めてしっかりと考えていく必要があるだろう。

寺澤委員より事前に改訂版についての意見を頂いているので紹介を行う。プラットフォームの設計自体が、契約を行う際に非常な観点となる。どの範囲で組成するか、有償とするかなど、どのような設計でプラットフォームを構築するかを踏まえて契約に関する子細な内容を決めるのが妥当ではないかというコメントを頂いている。(事務局)

・参加者より、全体を通したコメントが行われた。

ガイドラインは、専門的ではありつつ非常に参考になる内容であった。分かりやすい部分と専門的な部分が二段構えであることで、現場にとっても有用なものになると感じた。

ガイドラインには専門性が必要な一方で、読み手に理解いただく必要があるので、両立が非常に難しい。プラットフォームに関する議論についても、細かい整理が必要な一方で、プラットフォームの作り方自体によって内容が大きく左右されるため、議論できる幅には違いがあると感じている。(水産庁)

- 経済産業省の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」においても契約の類型がデータ提供型、データ創出型、プラットフォーム型に分かれているが、プラットフォーム型についてはガイドライン上では留意点しか記載していない。プラットフォームについては、バリエーションが高すぎて、特定の者を念頭に置いた記載はミスリードにつながる可能性もあるためである。
- 漁業者から見るとプラットフォーム型については直接提供するのと比べて遠い存在に感じると思う。プラットフォームとは何かという話には触れつつ、どこまで子細に記載していくかについては皆様の意見を賜りたい。(事務局)

プラットフォーム型における情報提供は、生産性の向上などのために積極的に情報開示していく側面が強いほか、情報の正確性の担保にも繋がる。ポジティブな観点でのルール化という観点も持っていただきたい。

ガイドラインの使い方としては、プラットフォームをこれから作りたいという段階でも使っていけるようにしたい。そのまま使っていただくことは難しいとは思いますが、類型別の契約の条文の例なども必要があれば整理していきたい。(水産庁)

- ・ ご意見やご不明点があれば、事務局に照会を頂きたい。(事務局)
- ・ 次回の協議会については10月14日の開催を予定している。(事務局)

－以 上－